

台湾における商標登録出願に際して の識別性有無の実例

維新国際専利法律事務所

黄 瑞賢



維新国際専利法律事務所は2013年に設立された事務所である。所長弁護士・弁理士である黄瑞賢氏は東京大学大学院応用生命工学を専攻し、日本企業に勤務した経験も有する。台湾弁理士会理事。


台湾における商標登録出願に際して、単一文字や二つ以上の文字から構成される商標、略語、文字と数字の組み合わせについては、商標の態様や指定商品等の条件に応じて、拒絶される場合・登録が認められる場合と様々である。以下に、台湾智慧財産局による実際の拒絶事例および登録事例を紹介する。

(1) 単一文字

拒絶事例

- ・ **E** は被覆溶接棒・糸はんだ・溶接棒を指定商品としていたが拒絶された。
- ・ **G** はマッサージ器具・ダイエット器具を指定商品としていたが拒絶された。

登録事例

- ・ **D** はスーツケース・革財布・リュックサックを指定商品とする。
「D」は図形化デザインが施され、既に単一文字のイメージから離脱しているため、出所を特定することができ、識別性を有するとして登録が認められた。
- ・  は化粧品、人体用洗剤を指定商品とする。
「Z」に識別性を有する図形が結合されているため、全体的に見て識別性を有するとして登録が認められた。

図形化された文字の場合、一文字でも登録が認められるケースがある一方、図形化されていない一文字の商標は拒絶される可能性が極めて高い。

(2) 二つ以上の文字

拒絶事例

- ・「XXL」は特大 (EXTRA EXTRA LARGE) の意味であり、膝サポーター・手首サポーターを指定商品としているが、消費者がその指定商品のサイズまたは商品が特大サイズであることを示す説明的文字であると見なし、出所を特定する標識ではないとして拒絶された。

登録事例

- ・「SR」はハーブ飲料製剤・口腔洗浄剤を指定商品して登録が認められている。
- ・「SYM」はバイクおよびその部品を指定商品として登録が認められている。

二文字以上の場合、指定商品において説明的な意味を持つ場合、拒絶される可能性が高く、説明的な意味を持たない場合、登録が認められる可能性が高い。

(3) 略語

拒絶事例

- ・「TFT」は Thin-Film Transistor の略語であり、薄膜トランジスタの意味である。パソコン液晶ディスプレイ、液晶テレビ、液晶ディスプレイ等を指定商品としており、指定商品の製造材料の説明であるとして拒絶された。
- ・「DIY」は Do It Yourself、自分で作るという意味である。飲食店・かき氷店、レストラン等の役務を指定役務としており、「DIY」にはセルフサービスの意味があるため、役務の関連説明であるとして拒絶された。
- ・「ABM」 Agaricus blazei Murrill (姫マツタケの学名) の略語。栄養補給剤、栄養補給カプセル、キノコカプセルを指定商品とする。商品成分の説明であるとして拒絶された。

指定商品において、略語的な意味合いを持つ文字の組み合わせは拒絶される可能性が高い。

(4) 文字と数字の組合せ

拒絶事例

- ・「3C」は computer、communication、consumer electronics、すなわち、コンピュータ、通信および消費者向け電子製品の略称であり、コンピュータ商品を指定商品とする商品自体の説明であるとして拒絶された。
- ・「RCR123A」は業界共通の充電式リチウム電池の規格であり、電池商品を指定商品とする規格の説明であるとして拒絶された。
- ・「LU-933」は自動裁断刺繍装置、布裁断機を指定商品としているが、商品の型番であるという印象を与え、出願人はいかなる使用証拠も提出していない。よって識別性を有さないとして拒絶された。
- ・「KX-3」はペイントスプレー、圧縮空気ダストスプレー、塗装装置等を指定商品としているが、商品の型番であるという印象を与え、また添付された出願人の商品カタログおよび商品宣伝資料では、当該図が型番 (TYPE) として使用されていた。よって識別性を有さないとして拒絶された。

登録事例

- ・「SK II」は化粧品を指定商品とする。当該商品は通常、規格、型番でその内容を表示されることはなく、またその他商品関連説明でもない。よって識別性を有するとして登録が認められた。

文字と数字の組合せについても、指定商品において説明的な意味を持つ場合、拒絶される可能性が高く、商品の型番的な印象を与え、型番的な使用がされている商標についても、拒絶される可能性が高いと言える。一方、規格、型番等で使用されることなく、説明的な意味合いを持たない文字と数字の組み合わせは、登録が認められる可能性が高い。

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)